

中国の特許権侵害紛争における「行政ルート」の活用

遠藤 誠¹

I はじめに

近時、中国では、特許（中国語では「専利」）²権侵害紛争³がますます増加傾向にある。日本企業・日系中国現地法人（以下「日系企業」という）も、しばしば中国における特許権侵害訴訟の当事者となっている。

中国における特許権侵害紛争の解決に向けて特許権者が採り得る主な法的手段としては、大きく分けて、「裁判所における侵害訴訟」（司法ルート）と「行政機関による行政処理」（行政ルート）がある。このように、権利侵害紛争の解決手段として「司法ルート」と「行政ルート」の2つが認められていることを「双軌制」という。中国では、この「双軌制」が、特許権侵害の場合だけでなく、商標権侵害や著作権侵害等の知的財産権侵害の場合にも認められている。

これに対し、日本法では、特許権侵害紛争の解決手段としての行政機関への行政処理申立という制度は存在しない。中国において行政機関への行政処理申立という制度が存在することは、中国知的財産法の最大の特徴であるといえる。

ところが、従来、中国で特許権侵害紛争に直面した日本企業・日系企業は、もっぱら「司法ルート」を利用し、「行政ルート」はほとんど利用してこなかった。その理由としては、①特許侵害者に対し、裁判所に侵害訴訟を提起することは日本でもよくあり、馴染みがあるのに対し、「行政機関による行政処理」は日本には無い制度であり、馴染みがないこと、及び②日本企業・日系企業の担当者の中で、「中国の裁判所の裁判官は、特許侵害訴訟に慣れており、専門的知識・経験も豊富であるのに対し、地方政府の行政機関の職員は、特許侵害訴訟に慣れておらず、専門的知識・経験もあまり有しないであろう」との推測・先入観が広まっていること等が挙げられる。

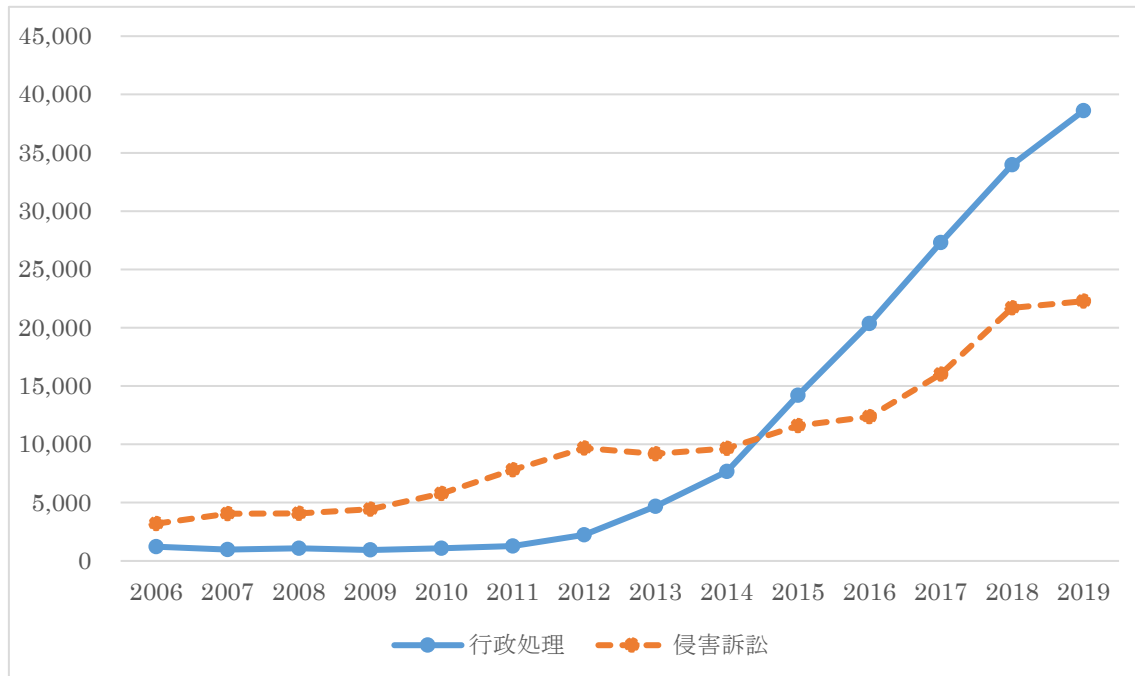
しかし、現実には、近年、中国における特許権侵害紛争において、「行政ルート」が利用されるケースが急増しており、既に「司法ルート」の件数よりも「行政ルート」の件数の方が多い状況が続いている。つまり、実際に、中国の特許権侵害紛争においては、「行政ルート」が活発に利用されているのである（図表1を参照）。

¹ えんどう まこと、弁護士・博士（法学）、BLJ法律事務所（<https://www.bizlawjapan.com/>）代表。

² 中国語の「専利」は、日本法でいう特許、実用新案、意匠の3種を総称する概念である。

³ 本稿は、特許権侵害紛争における行政処理を検討対象とし、特許冒用や特許表示に関する紛争は、対象外とする。

図表1 中国の特許権侵害紛争における行政処理及び侵害訴訟（特許侵害民事事件一審）の受理件数（2006～2019年）



したがって、「地方政府の行政機関の職員は、特許侵害訴訟に慣れておらず、専門的知識・経験もあまり有しないであろう」という上記②の推測・先入観は、実態に合致しているとは言いがたい。また、日本企業・日系企業は、中国における商標権侵害・著作権侵害の紛争事案（いわゆる「模倣品」・「海賊版」の事案）では、かなり以前から、「司法ルート」だけでなく、「行政ルート」を活用してきており、「行政ルート」に馴染みがある企業は多いはずである。特許権侵害の紛争事案における「行政ルート」と、商標権侵害・著作権侵害の紛争事案における「行政ルート」の間に、それほど大きな違いがあるわけではない。よって、「行政ルート」に対して「馴染みがない」という上記①の理解も、誤解に基づくものといえる。

今後、中国における特許権侵害紛争に直面した日本企業・日系企業としては、「行政ルート」を利用することを積極的に検討していくべきである。

また、自社が特許権を行使する場合は「司法ルート」と「行政ルート」のいずれの法的手段をとるかについて判断し選択できるが、他社が「行政ルート」により自社に対し特許権を行使してくる場合は、自社に選択権は無い。いやでも「行政ルート」の被申立人とされてしまう可能性があるのである。したがって、日頃から、中国における特許権侵害紛争の「司法ルート」だけでなく「行政ルート」についても、その法制度、実務運用、具体的手続、事例及び留意点等を研究しておく必要がある。

II 国家知的財産権局による「特許権侵害紛争行政裁決事件処理指南」の公布

特許権侵害紛争事案における「行政ルート」に関しては、国家知的財産権局が制定した「特許行政法執行弁法」（中国語では「専利行政執法弁法」、以下「本弁法」という）⁴がある。本弁法は、2015年に一部改正が行われた（2015年5月29日公布、2015年7月1日施行）。本弁法は、特許権侵害紛争事案における「行政ルート」の手続の大枠を定めたものであるが、手続の詳細について具体的に規定するものではなかった。

特許権侵害紛争事案における「行政ルート」の手続の詳細について具体的に規定するガイドラインとして、国家知的財産権局は、2019年12月26日、「特許権侵害紛争行政裁決事件処理指南」（以下「本指南」という）を公布した⁵。これは、特許権侵害紛争における行政処理について従来から試行されていた4つのガイドライン（「特許権侵害判断及び特許詐称行為認定指南（試行）」、「特許侵害行為認定指南（試行）」、「特許行政法執行証拠規則（試行）」、「特許行政法執行操作指南（試行）」）の内容の大部分を取り入れるとともに、その一部の規定を修正・追加して、特許権侵害紛争の行政処理に係る実体面及び手続面の内容を全面的に整理し、新たに公布したものである。

本指南は、大きく分けると、「本文」と「付属の文書書式」という2つの部分から構成されている。また、本指南の本文は、「第1章 概要」、「第2章 事件処理手続」、「第3章 特許権侵害行為の認定」、「第4章 証拠の審査認定」、「第5章 特許権侵害判断」から構成されている。本稿では、本指南における手続的側面（第1章、第2章、第4章）を紹介する⁶。

III 本指南による行政処理手続の基本的な流れ

1 総説

特許権侵害紛争の行政処理の最も基本的なパターンは、特許権者が「特許業務管理部門」に行政処理の申立を行い、当該特許業務管理部門が調査等の結果、侵害が成立すると認める場合に、行政裁決⁷を下すというものである。

行政処理を担う行政機関は、特許法及び特許法実施細則等において、「特許業務管理部門」と呼ばれる。これは、各省、自治区、直轄市等の人民政府が設立した、地方における特許業

⁴ 中国語の「弁法」は、中国政府の国務院の各部・委員会等が制定する部門規則である。

⁵ <http://www.cnipa.gov.cn/gztz/1144945.htm>

⁶ なお、本指南における実体的側面（第3章、第5章）については、従来から施行されている「特許権侵害判断及び特許詐称行為認定指南（試行）」及び「特許侵害行為認定指南（試行）」とほぼ同じであるため、遠藤誠著『中国の特許権侵害紛争における権利保護範囲の解釈と侵害判断』（日本機械輸出組合、2019年）に掲載されている解説及び日本語訳をご参照いただきたい。

⁷ 「行政裁決」とは、行政機関が当事者の申立に基づき、法律法規の授權に基づいて、中立的に行政管理活動と密接に関連する民事紛争を裁決し処理する行為をいう。

務の管理部門であり、具体的には、各省、自治区、直轄市等の地方政府の知的財産権局を指す。

特許業務管理部門による特許権侵害紛争の行政処理について業務指導を行うのが、「国務院特許行政部門」である。具体的には、中央政府である国務院の国家知的財産権局を指す。なお、特許法の第四次改正（2020年10月17日改正、2021年6月1日施行）により、国務院特許行政部門にも、特許権者又は利害関係者の申立に応じて、全国において重大な影響を有する特許権侵害紛争を処理することができる権限が認められた（70条1項）。

特許業務管理部門は、特許権侵害紛争を処理するにあたり、立件の日から3か月以内に事件を終結させなければならない。事件が特に複雑で期間を延長する必要がある場合は、特許業務管理部門の責任者が承認しなければならない。承認を経て延長する期間は、最長1か月を超えてはならない。但し、これらの期間には、事件処理の過程における公告、鑑定、中止等の期間は算入しない（本弁法21条）。

2 管轄

特許業務管理部門の級別管轄については、原則として、市級の特許業務管理部門が当該行政区域内の特許権侵害紛争事件の処理に責任を有することとされている。

省、自治区の特許業務管理部門は、当該行政区域内の特許権侵害紛争の行政処理業務の指導、管理及び監督に責任を有し、当該行政区域内の重大かつ複雑で比較的影響の大きい特許権侵害紛争事件の処理に責任を有する。また、市を跨ぐ重大な特許権侵害紛争事件について、省、自治区の特許業務管理部門は、必要に応じて協調処理することができる。

また、特許法の第四次改正により、国務院特許行政部門にも、特許権者又は利害関係者の申立に応じて、全国において重大な影響を有する特許権侵害紛争を処理することができる権限が認められた（70条1項）ことは、前述したとおりである。

土地管轄については、本指南の規定と民事訴訟法⁸の規定とはほぼ同じである。即ち、被申立人の所在地又は権利侵害行為地の特許業務管理部門が管轄権を有することとされており（特許法実施細則81条）、また、権利侵害行為地には、権利侵害行為の実施地及び権利侵害結果の発生地を含むこととされている。注意を要するのは、申立人が被疑侵害製品の製造者に対してのみ処理の申立を行い、販売者に対しては処理の申立を行っておらず、かつ被疑侵害製品の製造地と販売地が一致しない場合、製造地の特許業務管理部門が管轄権を有することとされている点である。

特許業務管理部門は、事件が自己の管轄範囲に属しないことを発見した場合、取消処理を行い、同時に事件の管轄権を有する特許業務管理部門に移送する。また、上級の特許業務管理部門は、下級の特許業務管理部門の管轄の特許権侵害紛争事件について、自ら処理することができる。

⁸ 民事訴訟法28条、最高人民法院による「民事訴訟法の適用に関する解釈」24～26条を参照。

当事者が管轄権に対し異議を有する場合、担当の特許業務管理部門に対し、管轄異議申立を行うことができる。管轄異議申立を受理し又は立件した特許業務管理部門は、管轄異議書を受領した日から5日以内に決定を下すものとする。異議が成立する場合、事件を管轄権のある特許権管理業務部門に移送する決定を下す。異議が成立しない場合、管轄異議を棄却する決定を下す。当事者は特許業務管理部門が下した管轄異議決定を不服とする場合、行政不服審査を申し立て、又は行政訴訟を提起することができる。

3 申立

特許業務管理部門に特許権侵害紛争の行政処理を申し立てることができるのは、特許権者又は利害関係人（特許実施許諾契約の被許諾者⁹、特許権者の合法的承継人等）のみである。本指南によると、特許権が2名以上の共有となっている場合、特許権共有者の一部がその権利の放棄を明確に表示した場合を除き、特許権共有者全員が共同申立人となるべきものとされている。

特許権侵害紛争について人民法院に既に提訴した場合、当該特許権侵害紛争について行政処理を申し立てることはできない（本弁法10条1項）。

特許業務管理部門に特許権侵害紛争の処理を申し立てる場合、①申立書、②主体資格証明（個人の場合は、住民身分証等。単位¹⁰の場合は、営業許可証等の副本及び法定代表者又は主たる責任者の身分証明）、③特許権有効の証明（特許登録簿の副本又は特許証及びその年の特許年金納付の領収書）を提出しなければならない。また、特許権侵害紛争が実用新案又は意匠の特許に係る場合、特許業務管理部門は、申立人に対し、国家知的財産権局が作成した特許権評価報告（実用新案特許検索報告）を提出するよう求めることができる（本弁法11条）。

特許業務管理部門は、申立書を受領した日から5営業日以内に立件して申立人に通知し、同時に当該特許権侵害紛争を処理する3名又は3名以上の奇数の法執行人員を指定しなければならない（本弁法13条）。また、特許業務管理部門は、立件した日から5営業日以内に申立書及びその添付文書の副本を被申立人に送達し、それに受領した日から15日以内に答弁書を提出し、かつ申立人の数に応じて答弁書の副本を提供するよう求めなければならない。被申立人が期間内に答弁書を提出しない場合も、特許業務管理部門による処理の進行に影響を及ぼさない。被申立人が答弁書を提出した場合、特許業務管理部門は、受領した日から5営業日以内に答弁書の副本を申立人に送達しなければならない（本弁法14条）。

⁹ 独占実施許諾契約の被許諾者は、単独で申立を提出することができる。排他的実施許諾契約の被許諾者は、特許権者が申立を行わない状況の下では単独で申立を提出することができる。普通実施許諾契約の被許諾者は、契約に別段の定めがある場合を除き、単独で申立を提出することはできない（本弁法10条2項）。

¹⁰ 中国語の「単位」は、会社、団体、組織等を意味する。

4 回避及び忌避

回避について、本指南の規定と民事訴訟法の規定はほぼ同じである。

即ち、特許権侵害紛争事件を処理する法執行人員と担当する事件との間に利害関係がある場合、その法執行人員は自ら回避しなければならない。具体的には、①事件の当事者、又は当事者と直系血族、三親等内の傍系血族、及び近い姻族関係にある場合、②本人又はその近親者が事件と利害関係を有する場合、③事件の証人、鑑定人、代理人を担当したことがある場合、④事件当事者とその他の関係を有し、事件の公正な処理に影響を与えるおそれがある場合である。

法執行人員に上記に掲げる状況のいずれかがある場合、当事者及び代理人は口頭、又は書面形式をもってその忌避を申し立てる権利を有する。特許業務管理部門は、忌避申立日から3営業日以内に忌避するか否かの決定をし、かつ口頭又は書面にて当事者に通知する。忌避の申立を受けた法執行人員は、特許業務管理部門により忌避するか否かの決定が下されるまで、当該事件の業務への参加を暫定的に停止する。法執行人員の忌避は、特許業務管理部門の責任者が決定する。

5 代理

本指南によると、当事者は、1～2名を代理人として委託することができる。他人に委託する場合、特許業務管理部門に対し、委託者の署名又は捺印済みの授権委託書を提出しなければならない。また、代理人が本人に代わって認諾、放棄、請求の変更、和解を行うには、委託者の特別な授権が必要とされる。なお、本指南は、代理人の資格については、規定を置いていない。

中国国外又は香港、マカオ、台湾地区でなされた授権委託書については、公証手続、認証、又はその他の証明手続の処理が必要である。授権委託書が外国語である場合、中国語訳を付さなければならない。中国語訳には、翻訳者による署名、及び翻訳機構の公印の捺印が必要である。中国語訳が提出されない場合、当該授権委託書は無効とみなされる。

6 送達

本指南は、民事訴訟法の規定と同じく、文書の送達には送達受領証が必要であり、また、送達を受けるべき者が送達受領証に記載した受領日が、送達日となるものとしている。

また、送達の方式についても、本指南は、民事訴訟法の規定と同じく、①直接送達、②差置送達（中国語原文では「留置送達」）、③付郵便送達（中国語原文では「郵寄送達」）、④電子送達、⑤公示送達という5つの送達の方式を挙げている。本指南の規定する具体的内容も、民事訴訟法の規定¹¹とほぼ同じである。

¹¹ 民事訴訟法 85～88条、92条を参照。

7 行政処理の中止

特許権侵害紛争の行政処理の過程において、被申立人が無効宣告請求を提出し、かつ特許再審査委員会に受理された場合には、特許業務管理部門に行政処理の中止を申し立てることができる。被申立人による行政処理の中止の申請は、次に掲げる条件を満たさなければならない。

- ①特許権無効宣告請求の申請を提起したのは、被申立人又は利害関係者であること。
- ②特許権無効宣告請求の申請が既に受理されていること。
- ③明確な無効宣告理由及び関連証拠を有すること。

被申立人が係争特許権の無効宣告を申請し、処理の中止の申立を行った場合、特許業務管理部門は、その申立が上記の条件に合致するか否かについて審査するものとし、条件が合致した場合は中止することができる。特許業務管理部門は、被申立人が提出した中止理由が明らかに成立しない、又は次に掲げる状況であると判断した場合、処理を中止することはできない。

- ①当事者が無効宣告請求を提出したが、国家知的財産権局に受理されていない、又は指定された合理的な期限内に特許業務管理部門に無効宣告請求書の副本が提出されていない、及び国家知的財産権局が発行した無効宣告請求受理通知書が提出されていない場合。
- ②申立人が提出した特許権評価報告からは、実用新案特許又は意匠特許に特許性の喪失がもたらされたことが見出されない場合。
- ③被申立人が特許権の無効宣告を申し立てる根拠とする証拠又は理由が、明らかに不十分である場合。
- ④当事者が無効宣告を申し立てた特許権が、発明特許又は国家知的財産権局の審査を経て特許権が有効又は一部有効に維持された実用新案、意匠特許である場合。

8 事件の受理と審査

特許業務管理部門に特許権侵害紛争の処理が申し立てられた場合における受理の条件は、以下のとおりである。

- ①申立人は、特許権者又は利害関係者であること。
- ②明確な被申立人がいること。
- ③明確な申立事項及び具体的事実、理由を有すること。
- ④被申立人が特許権侵害行為を実施した疑いがあることを証明する証拠を有すること。
- ⑤事件を受理する特許業務管理部門の事件受理及び管轄の範囲に属すること。
- ⑥当事者のいずれの一方も人民法院に提訴せず、かつ双方がその他の紛争解決方法を約定していないこと。

法執行人員が審査を経て受理条件に合致すると判断した場合、申立人の資料を受領した日から5営業日以内に申立人に「特許権侵害紛争の処理申立の受理通知書」を送付する。受理条件に合致しないと判断した場合、当事者の資料を受領した日から5営業日以内に「特許権侵害紛争の処理申立の不受理通知書」を送付し、かつ理由を説明する。立件後、申立が受理条件に合致しないことを発見した場合、申立人に「特許権侵害紛争事件の取消決定書」を送付する。

申立人の資格審査については、申立人が特許実施許諾契約の被許諾者である場合、法執行人員は、それに対し特許実施許諾契約の写しの提出を求め、かつ原本と照合するものとされている。

実用新案特許又は意匠特許に基づく申立である場合、特許業務管理部門は、申立人に対し、指定期限内に国家知的財産権局が作成した特許権評価報告を、特許権侵害紛争の処理証拠として提出するよう要求することができる。

被申立人は、「特許権侵害紛争処理の申立書」の副本及び「答弁通知書」を受領した日から15日以内に答弁書を提出する。

9 証拠の調査・収集、挙証

(1) 証拠の調査・収集

特許業務管理部門は、必要に応じて職権により関連証拠について調査し、事実確認することができる。当事者が客観的な原因により自ら証拠を収集することができない場合、特許業務管理部門に証拠の調査収集を申し立てることができる。具体的には、以下の場合に、当事者及びその代理人は特許業務管理部門に証拠の調査収集を申し立てることができる。

- ①調査収集を申し立てる証拠が、国家の関連部門が保存し、かつ特許業務管理部門が職権により調査、取得する必要がある記録資料である場合。
- ②当事者及びその代理人が客観的な原因により自ら収集することができない資料である場合。
- ③証拠が滅失するおそれがあり、又は以後取得が難しくなる場合。

当事者及びその代理人は、特許業務管理部門に証拠の調査収集を申し立てる場合、書面にて申立を提出しなければならない。特許業務管理部門は、申立による調査、証拠取得の条件と合致すると認めた場合、調査、証拠取得の手続を開始する。調査、証拠取得の条件に合致しないと判断した場合、調査、証拠取得を行わないことができる。

証拠の調査収集の方法には、現場検証、鑑定委託、登記保存等がある（図表2を参照）。

図表2 証拠の調査収集の方法

種類	内容
現場検証	<p>法執行人員が権利侵害の疑いがある場所に対し現場検証を行い、法定の方式を採用して証拠を固め、収集する業務。現場検証は、現場の客観的な状況及び環境について証拠を収集する他、法執行人員は関係人員に対する質問を実施することもできる。</p>
鑑定委託	<p>専門的問題について、専門機構に対し、鑑定の実施又は諮問の提供を委託すること。鑑定委託する必要があるか否かは、合議体は事件状況に基づき自ら決定することもでき、また当事者の申立に基づき決定することもできる。鑑定機構は、双方当事者の協議により確定し、協議が成立しない場合は、合議体が指定する。鑑定機構は鑑定資格を備えていなければならない。鑑定人は、特許業務管理部門の許可を経て、それが必要と認識した技術資料を当事者から収集することができ、当事者の技術者に対し尋問を行い、技術実施現場を視察し、必要な測定検査等の業務を行うことができる。鑑定意見には、鑑定委託された内容、鑑定委託の資料、鑑定の根拠及び使用した科学技術手段、鑑定過程についての説明、明確な鑑定結論等の内容を含まなければならない。</p>
登記保存	<p>①証拠が滅失し、又は以後取得が困難となるおそれがあること、②保全を申し立て、又は保全が必要な証拠が、証明予定事実について証明する作用を有すること、③保全を申し立て、又は保全が必要な証拠の手掛りが明確であることという条件を満たす場合、当事者が特許業務管理部門に証拠に対する登記保存を申し立て、又は特許業務管理部門が実際の必要性に基づき職権により証拠に対する登記保存を行う。登記保存を経た証拠を、調査対象の単位又は個人は廃棄又は移転してはならない。特許業務管理部門は、登記保存を行うにあたり、記録及びリストを作成し、登記保存される証拠の名称、特徴、数量及び保存場所を明記しなければならない。法執行人員、調査対象の単位又は個人が署名又は捺印する。</p>

法執行人員が関連する証拠を調査収集するときは、当事者又は関連人員にその行政法執行証書を提示しなければならない。当事者及び関連人員は、これに協力し、力を合わせ、状況をありのままに伝えなければならない。これを拒否し、妨害してはならない(本弁法 37 条)。

特許業務管理部門は、証拠を調査収集するにあたり、事件に関連する契約、帳簿等の関連文書を閲覧し、複製し、当事者及び証人に質問し、測量、写真撮影、ビデオ撮影等の方式を採用して現場検証を行うことができる。製造方法の特許権の侵害の疑いがある場合、特許業務管理部門は、調査対象者に現場実演を行うよう求めることができる(本弁法 38 条 1 項)。

特許業務管理部門は、証拠を調査収集するにあたり、サンプル抽出による証拠取得の方式を採用することができる。製品の特許に係る場合は、権利侵害の疑いのある製品の中から一

部分を抽出してサンプルとすることができる。方法の特許に係る場合は、当該方法により直接得られた疑いのある製品の中から一部分を抽出してサンプルとすることができる。抽出されるサンプルの数量は、事実を証明できる範囲内としなければならない（本弁法 39 条 1 項・2 項）。

（2） 挙証

申立人及び被申立人は、自分が主張する自分に有利な事実に対し挙証責任を負う。但し、新製品の製造方法の発明特許について、申立人が被疑侵害方法の権利侵害を挙証するのではなく、被申立人がその製品の製造方法は特許方法と同一ではないことを挙証する責任を負う（特許法 61 条 1 項）。

当事者が挙証する必要の無い事項として、①一方当事者が陳述した事件事実について、別の一方当事者が明確に承認した場合、②周知の事実であること、③自然の規律及び定理であること、④法律の規定、又は既に知られている事実、及び日常性格の経験則に基づき、推定できる別の事実であること、⑤既に人民法院の法的効力が生じた裁判で確認された事実であること、⑥既に仲裁機関の効力が生じた裁決で確認された事実であること、⑦既に有効な公正証書で証明された事実であることが挙げられる。但し、上記の②、④乃至⑦について当事者がそれを覆すに足りる相反証拠を有する場合は、この限りでない。

申立人は、被疑侵害製品のサンプル、写真、関連する購入領収書、購入伝票、又は被疑侵害製品購入の公正証書、宣伝カタログ等の物証、又は書証を証拠として提出する場合、原則として、原物又は原本を提出し、若しくは証拠に対する質疑の際に、相手方当事者の要求に応じて、原物又は原本を提出しなければならない。原物又は原本の提出に確かに困難があり、又は提示することができない場合、当該事件を受理した特許業務管理部門の審査を経て、差異のないことを照合した複製品又は複製文書を提出するものとする。複製品又は複製文書のみを提出しただけで、原物又は原本を提出しない場合、複製品又は複製文書が、原物又は原本と一致するか否かを確認できないことになり、これによりその真実性を認めることができなくなり、同時に、相手方当事者もその真実性を認めない場合、挙証責任を負う一方の当事者が挙証による不利な結果を負う。

申立人が外国語の証拠を提出する場合、相応する中国語の翻訳を提出しなければならない。中国語の翻訳を提出しない場合、当該外国語の証拠は提出されなかったものとみなされる。申立人が外国語の証拠の一部のみ中国語の翻訳を提出した場合、当該外国語の証拠の中の中国語の翻訳が提出されなかった部分は、証拠として使用することはできない。

中華人民共和国の領域外で形成された証拠は、所在国の公証機関による証明を経るものとし、かつ当該国に駐在する中華人民共和国大使館・領事館による認証を経る、又は中華人民共和国と当該所在国が締結した関連条約において規定される証明手続を履行するものとする。香港地域において形成された証拠について、主に公証人委託制度を通じ手続を行うものとする。マカオ地域において形成された証拠について、中国の法律サービス（マカオ）

有限公司又はマカオ司法事務室に所属する民事登記局が公証証明を作成しなければならない。台湾地域において形成された証拠について、まず台湾地区の公証機関による公証を経て、かつ台湾財団法人海峡交流基金会（台湾海基会）が「兩岸公証書使用査証協議」に基づき、関連証明資料を提供するものとする。

域外証拠であるのか否か、又は公証・認証等の証明手続を行うべきか否かについて、双方当事者に争議があるとき、特許業務管理部門は、①当事者の主体資格を証明する証拠（例えば、法人又はその他の組織の資格の証明、域外で形成された授權委託書等）は、相応の証明手続を行うものとし、②相手方当事者が既に認めていることを証明する証拠がある場合、又は裁判所の発効した判決若しくは仲裁機関の発効した裁決により既に確認された場合、当事者は公証、認証等の証明手続を履行しないことができる。特許業務管理部門は、証拠の関連性、真実性、合法性に対し審査するとき、「相応の公証、認証手続を履行していない」ことを理由に、証拠を直接否定してはならず、関連の事件状況を結び合わせて全面的に考慮しなければならない。

10 口頭審理

(1) 概要

特許業務管理部門は、特許権侵害紛争を処理するにあたり、事件の必要に応じて口頭審理を行うか、それとも書面審理を行うかを決定することができる。特許業務管理部門が口頭審理を行うことを決定した場合には、口頭審理の少なくとも 3 営業日前までに口頭審理の日時、場所を当事者に通知しなければならない。当事者が正当な理由なく参加を拒否した場合、又は許可を得ることなく途中退出した場合、申立人については申立の取下げとして処理し、被申立人については欠席として処理する（本弁法 16 条）。

口頭審理は、原則として、公開にて行われる（国家の法律、法規等の規定に基づき秘密保持しなければならない場合を除く）。

(2) 証拠に対する質疑

特許業務管理部門は、事件の状況が比較的複雑で、証拠資料が比較的多い事件の場合、口頭審理前に当事者に証拠交換させ、かつ先行して証拠に対する質疑（中国語では「質証」）を行うことができる。証拠に対する質疑とは、口頭審理の過程において、事件の当事者が口頭審理の過程で提示された証拠について判別、質疑、説明、弁論等の形式を採用し対質、事実確認を行い、その証拠能力及び証明力を確認するための活動を指す。証拠に対する質疑は、口頭審理において重要な段階である。証拠は、証拠に対する質疑の手続を経て後にはじめて、最終的に判決を下す根拠とすることができる。

証拠に対する質疑において、当事者は証拠の真実性、合法性、関連性をめぐり、証拠の証明力の有無、及び証明力の大小について、質疑、説明及び反駁を行う。

合議体長の許可を経て、当事者及びその代理人は、証拠問題について相互に質問することができ、また、証人、鑑定人又は現場検証人に質問することもできる。質問の内容は、事件の事実と関連があるものとし、誘導、威嚇、侮辱等の言語又は方式を用いてはならない。

証拠に対する質疑の過程において、事件と関係がない証拠資料については、排除し、かつ理由を説明しなければならない。当事者双方がいずれも認めた証拠は、証拠に対する質疑を行う必要はない。国家秘密、営業秘密、個人的プライバシー、又は法律に定めるその他の秘密保持すべき証拠は、開廷時に公開による証拠に対する質疑を行ってはならない。

証拠に対する質疑は、一般的に、次に掲げる順序に基づき行われる。

- ①申立人が証拠を提示し、被申立人が証拠に対する質疑の意見を発表する。
- ②被申立人が証拠を提示し、申立人が証拠に対する質疑の意見を発表する。
- ③特許業務管理部門が当事者の申立に基づき調査収集した証拠は、申立人及び被申立人が証拠に対する質疑の意見を発表する。

行政処理手続に係る営業秘密について、本指南は、民事訴訟法と同じく、口頭審理の「証拠に対する質疑」の手続における営業秘密に関わる証拠について、開廷時に公開で証拠調べを実施してはならないとしている。また、「政府情報公開条例」に従い、事件審理の終結後、事件の概要及び行政裁決に基づく根拠及びその結果が公開されることになるが、事件審理に係る営業秘密は公開しないこととされている（「政府情報公開条例」15条）。

1.1 申立の取下げ

本指南は、行政処理の申立の取下げに関して、いくつかの規定を置いている。例えば、①当事者が調解協議に合意した場合、申立を取り下げることができること、②申立人が正当な理由なく口頭審理に参加しない場合、申立を取り下げたものとみなすこと等である。

実際上は、審理の結果、特許業務管理部門が、「特許権侵害は成立しない」との心証を得た場合、申立人に対し、申立の取下げを勧告・要求することが多い。

1.2 結審、行政裁決

特許業務管理部門は、特許権侵害紛争事件を処理するにあたって、事件事実を調査認定した上で、立件した日から3か月以内に結審しなければならない。事件が特に複雑であつて、期限を延長しなければならない場合、特許業務管理部門の責任者が承認する。承認を経て期限が延長される場合は、最長でも1か月を超えてはならない。

結審の形式には、次のものが含まれる。

- ①行政裁決を下す場合：「特許権侵害紛争事件行政裁決書」を発行し、行政処理手続を終了する。

- ②調解の結審の場合：調解を経て、当事者が調解協議に合意する場合、「特許権侵害紛争調解協議書」を作成し、行政処理手続を終了する。
- ③当該事件を取り消す場合、「特許権侵害紛争事件取消決定書」を発行し、行政処理手続を終了する。

調解合意に達した場合又は申立人が申立を取り下げた場合を除き、特許業務管理部門は、特許権侵害紛争の行政処理にあたり、処理決定書を作成しなければならない。処理決定において権利侵害行為の成立を認定し、かつ権利侵害者に権利侵害行為の即時停止を命じる必要のある場合は、被申立人に即時停止を命じる権利侵害行為の種類、対象及び範囲を明確に記載しなければならない。権利侵害行為の不成立を認定する場合は、申立人の申立を棄却しなければならない（本弁法 19 条）。

特許業務管理部門又は人民法院が権利侵害の成立を認定し、かつ権利侵害者に権利侵害行為の即時停止を命じる処理決定又は判決を下した後、被申立人が同一の特許権について再度同一の種類の権利侵害行為をし、特許権者又は利害関係人が処理を申し立てた場合、特許業務管理部門は、直接、権利侵害行為の即時停止を命じる処理決定を出すことができる（本弁法 20 条）。

特許業務管理部門は、特許権侵害行為の成立を認定して、処理決定を下し、権利侵害者に権利侵害行為の即時停止を命じる場合、次のとおり権利侵害行為制止措置を講じなければならない（本弁法 43 条 1 項）。

- ①権利侵害者が特許権侵害製品を製造した場合：製造行為の即時停止、権利侵害製品を製造する専用設備及び鋳型の廃棄、未販売の権利侵害製品の販売・使用・市場投入の禁止等。
- ②権利侵害者が特許権者の許諾を得ずに特許の方法を使用した場合：使用行為の即時停止、特許の方法を実施する専用設備及び鋳型の廃棄、特許の方法により直接得られた未販売の権利侵害製品の販売・使用・市場投入の禁止等。
- ③権利侵害者が特許権侵害製品又は特許の方法により直接得られた権利侵害製品を販売した場合：販売行為の即時停止、未販売の権利侵害製品の使用・市場投入の禁止等。
- ④権利侵害者が特許権侵害製品又は特許の方法により直接得られた権利侵害製品の販売を許諾した場合：販売許諾行為の即時停止、影響の除去、実際の販売行為の禁止。
- ⑤権利侵害者が特許権侵害製品又は特許の方法により直接得られた権利侵害製品を輸入した場合：輸入行為の即時停止等。
- ⑥展示会参加者：権利侵害展示品の撤去、対応する宣伝資料の破棄・封印、対応する展示板の交換又は被覆等の措置。

特許業務管理部門が下した、処理申立てを受理しない旨の決定、及び管轄異議の決定に不服がある当事者は、行政不服審査又は行政訴訟を提起することができる。

特許業務管理部門が下した行政裁決に対しては、当事者は、送達日から 15 日以内に行政訴訟を提起することができる。

行政裁決は、一度作成されると即座に効力が生じる。当事者が行政訴訟を提起した場合であっても、行政裁決の執行は停止しない。但し、①法律が執行停止を規定する場合、②人民法法院が執行停止を裁定する場合、又は③行政裁決を下した特許業務管理部門が執行停止する必要があると認めた場合、執行は停止される。

侵害事実が成立すると認定され、行政裁決が下された特許権侵害紛争事件について、行政裁決が下された日から 20 営業日以内に、関連情報¹²を、主に公式ウェブサイトを通じて、主体的に公開する。行政訴訟により変更又は取消しが発生した場合、行政裁決の変更又は取消しの日から 20 営業日以内に、関連する変更又は取消しの情報を公開する。

1 3 執行

行政裁決で命じられた侵害行為の停止等が被申立人により遵守されているか否かにつき、特許業務管理部門は監視を行う。監視の結果、被申立人が遵守していない事実を確認した場合、特許業務管理部門は、人民法法院に強制執行を申請する。

特許業務管理部門の法による公務執行を拒否し、妨害した場合は、公安機関が「治安管理处罰法」の規定に基づいて処罰する。情状が重く犯罪を構成するときは、司法機関が法により刑事責任を追及する（本弁法 50 条）。

特許業務管理部門が特許権侵害行為の成立を認定して権利侵害者に権利侵害行為の即時停止を命じる処理決定を下した後、被申立人が人民法法院に行政訴訟を提起した場合でも、訴訟期間中において決定の執行は停止しない。権利侵害者が特許業務管理部門の下した権利侵害行為の成立を認定する処理決定について期間内に提訴せず、権利侵害行為も停止しない場合、特許業務管理部門は、人民法法院に強制執行を申し立てることができる（本弁法 44 条）。また、その場合、申立人も、特許業務管理部門に対し、法法院に強制執行を要請するよう申立をすることができる。

強制執行の管轄権は、被執行人の住所地又は財産所在地の省、自治区、直轄市、区を設ける市における、特許権紛争事件を受理する権利を有する中級人民法法院が有する。

特許業務管理部門は、被執行人の履行期限満了日から 3 か月以内に強制執行申立を提出しなければならない。特許業務管理部門が、強制執行申立の期限内に人民法法院へ強制執行を申し立てない場合、効力が発生した行政裁決が確定した権利者、又はその相続人、権利承継者は、6 か月以内に人民法法院へ強制執行を申し立てることができる。

¹² 行政裁決書番号、事件名称、違法な法人若しくはその他組織の名称、又は自然人の氏名、違法な法人若しくはその他組織の組織機構のコード番号、又は統一社会信用コード番号及び法定代表者若しくは責任者の氏名、主な違法事実、行政裁決の根拠並びに履行方式及び期限、行政裁決を下した機関名称及び期日である。

IV おわりに

実際に日本企業・日系企業が中国で特許権侵害紛争事案に直面した場合、「司法ルート」と「行政ルート」のいずれの法的手段をとるかについては、それぞれにメリット及びデメリットがあり、一概にどちらが有利・不利と断定することはできず、紛争事案ごとに判断する必要がある。「司法ルート」の場合は、損害賠償を請求できること、裁判官による高度な専門的判断が期待できること等のメリットがある反面、「行政ルート」の場合よりも事件の解決までに時間を要すること等のデメリットがある。他方、「行政ルート」の場合は、結審まで原則として3か月、延長された場合であっても最長4か月というように、期間が短いというメリットがある。また、一般的に、証拠に対する要求が、「司法ルート」の場合と比べて低いといわれている。他方、「行政ルート」においては、損害賠償請求ができないというデメリットがある。

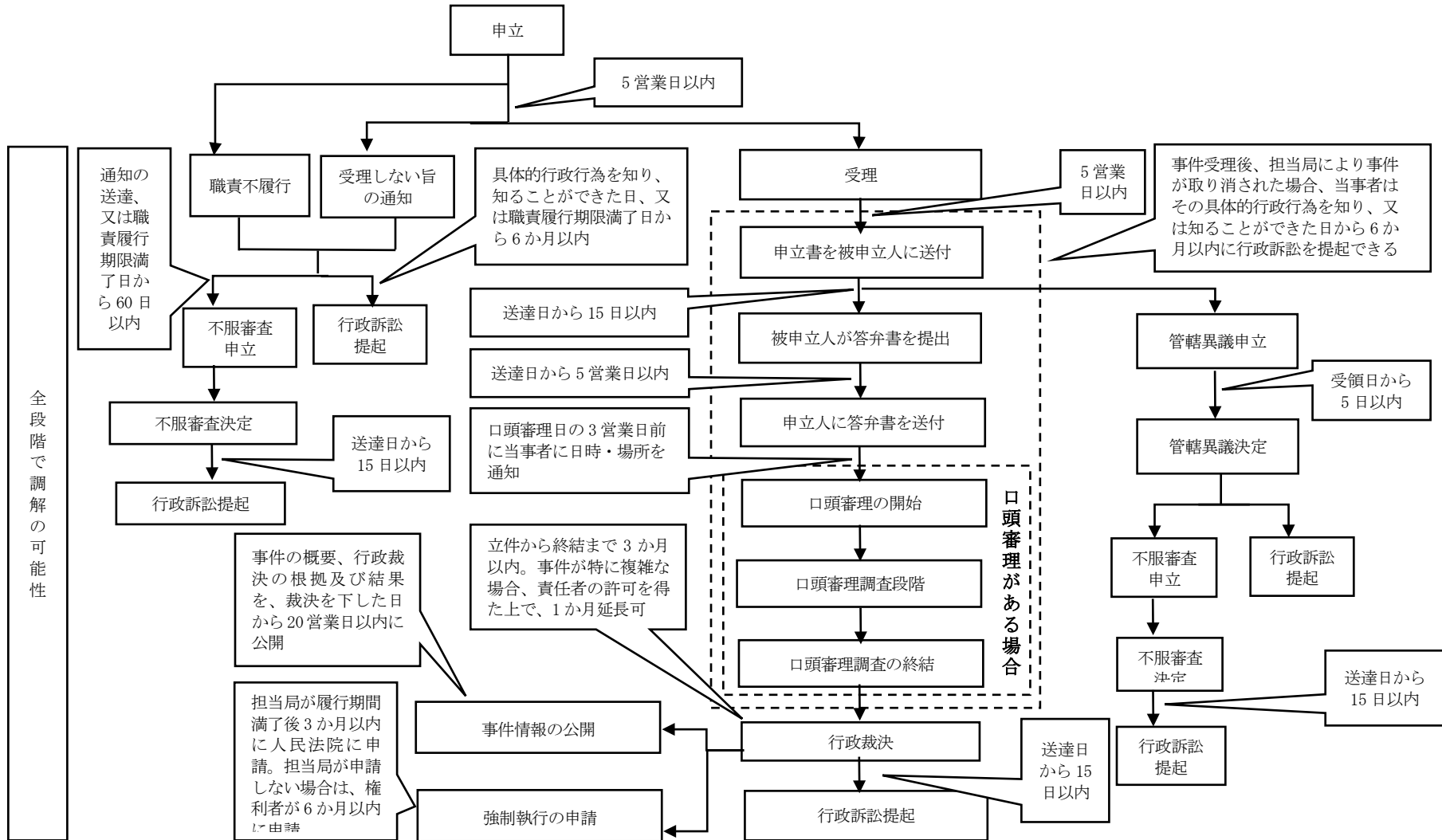
今後、中国の特許権侵害紛争事件に直面した日本企業・日系企業としては、「司法ルート」及び「行政ルート」のメリット及びデメリットを比較しながら、いずれの選択肢を採るべきかについて十分に検討する必要があるといえる。

また、他社が自社に対し「行政ルート」により特許権を行使してくる場合は、いやでも「行政ルート」の被申立人とされてしまうことになる。したがって、日頃から、中国における特許権侵害紛争の「司法ルート」だけでなく「行政ルート」についても、その法制度、実務運用、具体的手続、事例及び留意点等を研究しておく必要がある。

日本企業・日系企業が、今後、中国における特許権侵害紛争事件における「行政ルート」について、適切に対処できるようになることを期待したい。

最後に、特許権侵害紛争における行政処理のフローチャートを掲載するので、ご活用いただければ幸いです（図表3）。

図表3 特許権侵害紛争における行政処理のフローチャート



※ 初出：『特許ニュース No.15299』（経済産業調査会、2020年、原題は「中国知財の最新動向 第22回 中国の特許権侵害紛争における『行政ルート』の活用－『特許権侵害紛争行政裁決事件処理指南』の紹介を中心に－」）。

※ 免責事項：本稿は、各国・地域の法制度の概要を一般的に紹介することを目的とするものであり、法的アドバイスを提供するものではない。仮に本稿の内容の誤り等に起因して読者又は第三者が損害を被ったとしても、筆者は一切責任を負わない。